

個別施設計画

策定年月日	R4.4.1
-------	--------

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	東京住宅		所管所属名称	職員厚生課	
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	知事部局職員宿舍
主要建物概要					
構造	鉄骨造	用途	職員宿舍	建築日	2009/9/25
経過年数	13	耐用年数	34	目標使用年数	44
運営方式	直営	管理者名称	東京事務所	全延床面積(㎡)	540.93
所在地	松戸市吉井町7-6				
2 計画期間					
計画期間は令和4年から令和13年までの10年間とする					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	県職員宿舍規則(平成16年宮城県規則12号) 県職員宿舍整備計画(平成21年10月職員厚生課)		必要性の有無	有	
業務内容	主に東京事務所を勤務地とする職員が居住する宿舍				
必要性の判断理由	現状の必要性判断は県職員宿舍整備計画による。 なお、当課所管の県職員宿舍の唯一の県外宿舍であり、人事政策的な目的のための施設として、今後も必要性は高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	県職員宿舍整備計画の基本方針において、「職員宿舍の新築・建替えについては、当分の間、原則として凍結する。」としているところだが、現在の東京住宅は、近年の気候変動に伴う大雨や台風、また、地震等の災害発生時の登庁・帰宅困難リスクや、遠距離通勤や記録的な猛暑による通勤時の肉体的・精神的負担の増加などの課題を抱えていることが判明したため、令和5年度に庁内関係部署からなる「東京職員宿舍在り方検討チーム」を立ち上げ、宿舍の位置的要因による諸課題を整理し、それを踏まえた宿舍の在り方を検討したところ、その課題解決のため、東京都内への移転が必要との結論となったことから、現在の千葉県松戸市から東京都内への宿舍移転を進めることとした。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	気候変動に伴う大雨や台風、また、30年以内に70%の確率で発生すると言われている首都直下型地震等の災害発生時の登庁・帰宅困難リスク等を考えると、早急な移転が必要と認められる。 移転は、東京都内の不動産を取得することにより行う。 (令和6年度当初予算に公有財産購入費等を計上)				
6 対策内容、時期及び概算費用					
7 財源内訳					